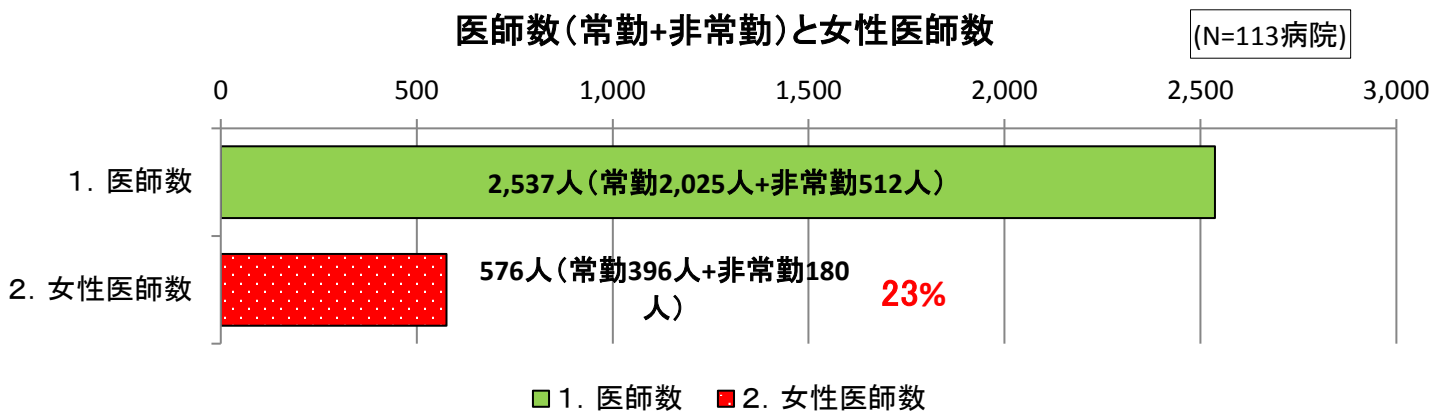
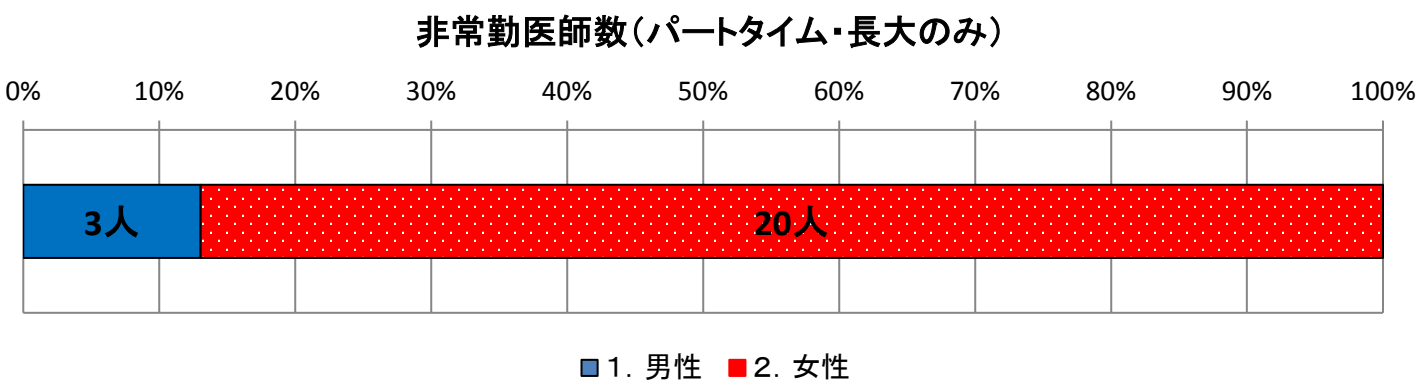
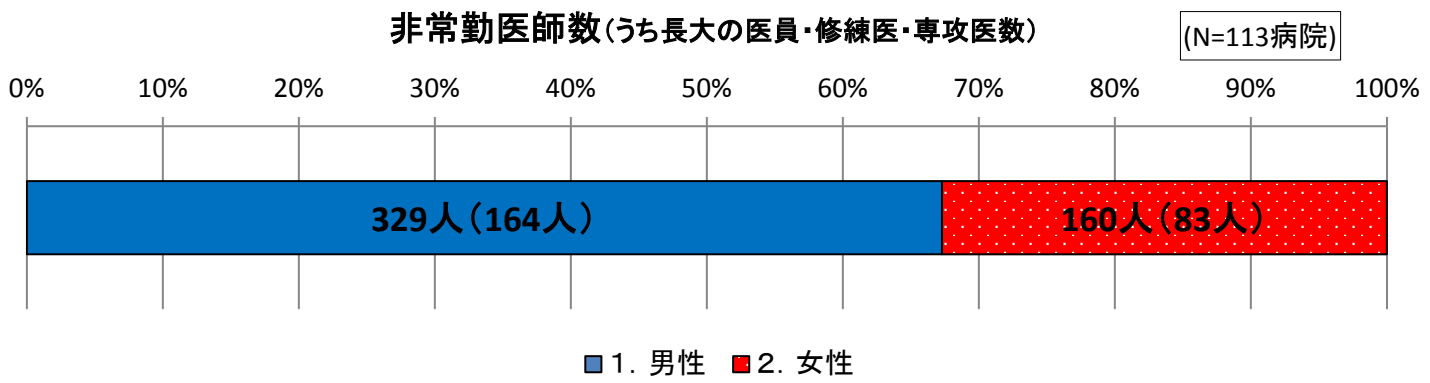
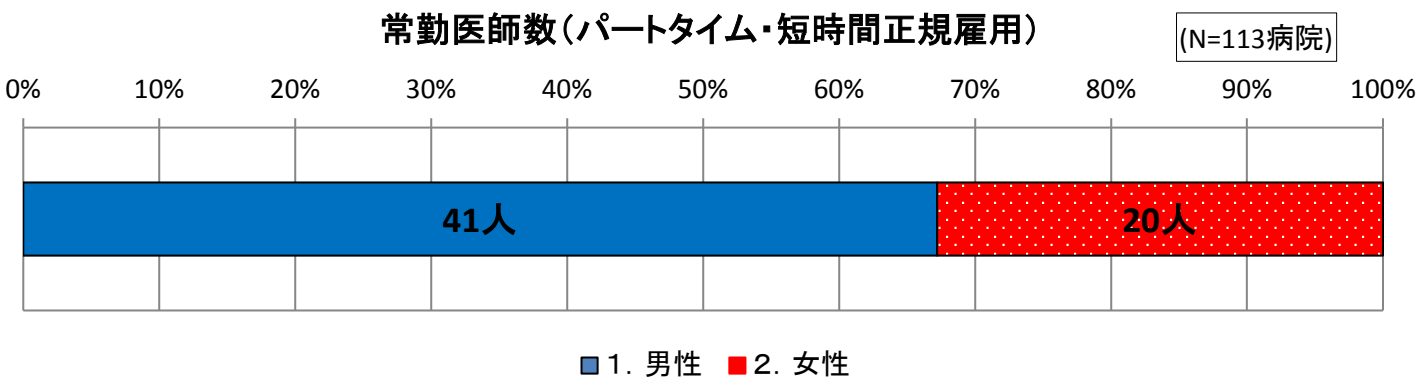
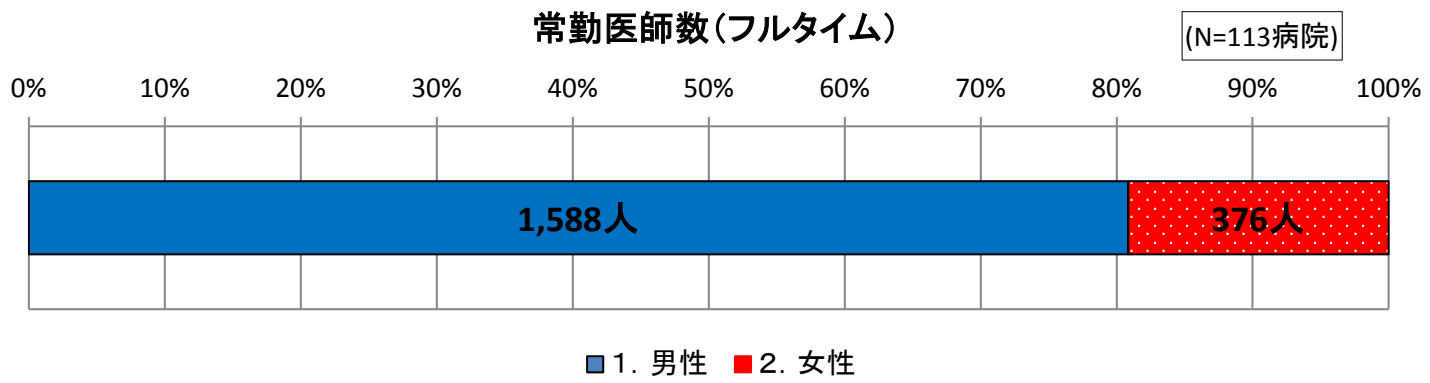


2022年度医師の両立支援状況調査報告-147病院 <抜粋>

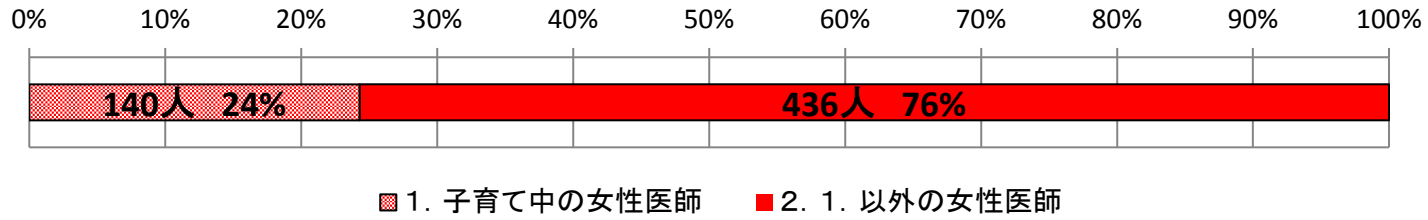
2022年6月調査  
 調査対象:147病院  
 回答:113病院  
 回答率:77%



# 2022年度医師の両立支援状況調査報告-147病院 <抜粋>

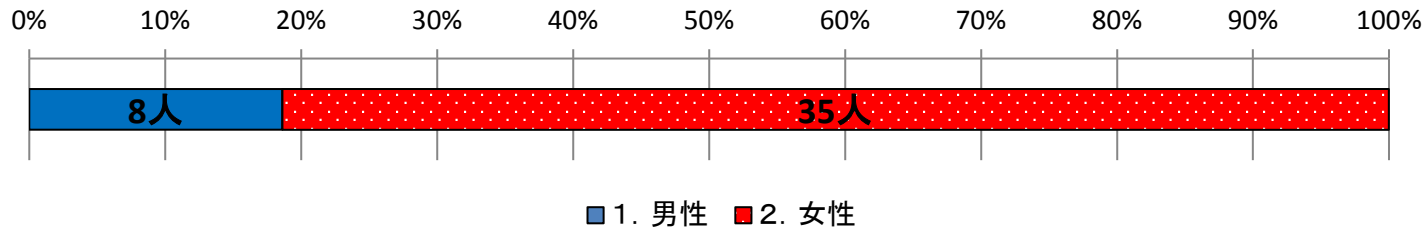
## 子育て中の女性医師の割合 (常勤+非常勤の女性医師のうち)

(N=576人女性医師)



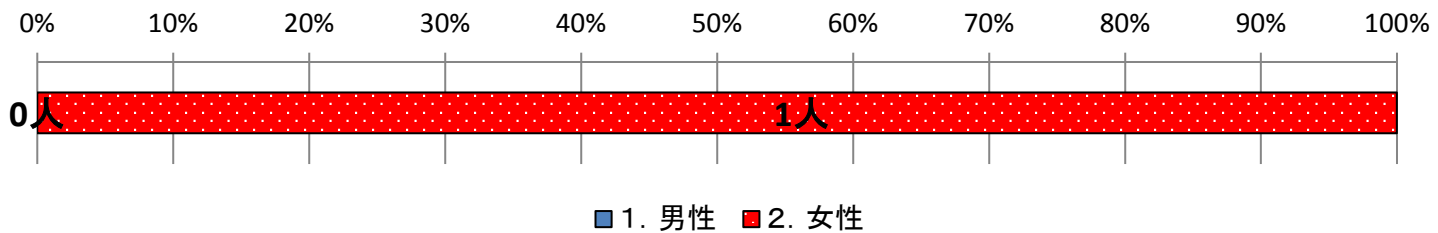
## 育児休業を取得した医師数

(N=113病院)



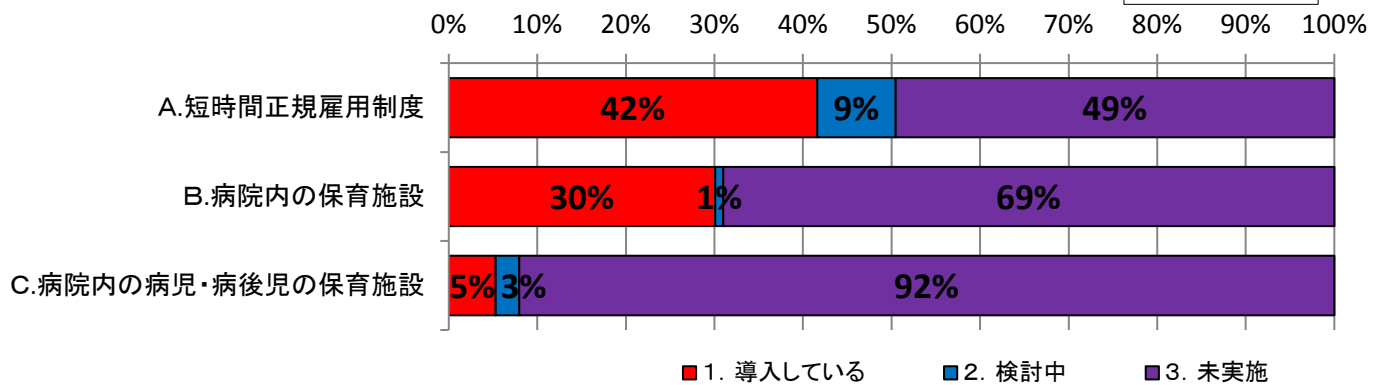
## 介護休業を取得した医師数

(N=113病院)



## 両立支援制度や施設

(N=113病院)



### ●B.病院内保育施設について

#### ●B-1 定員数

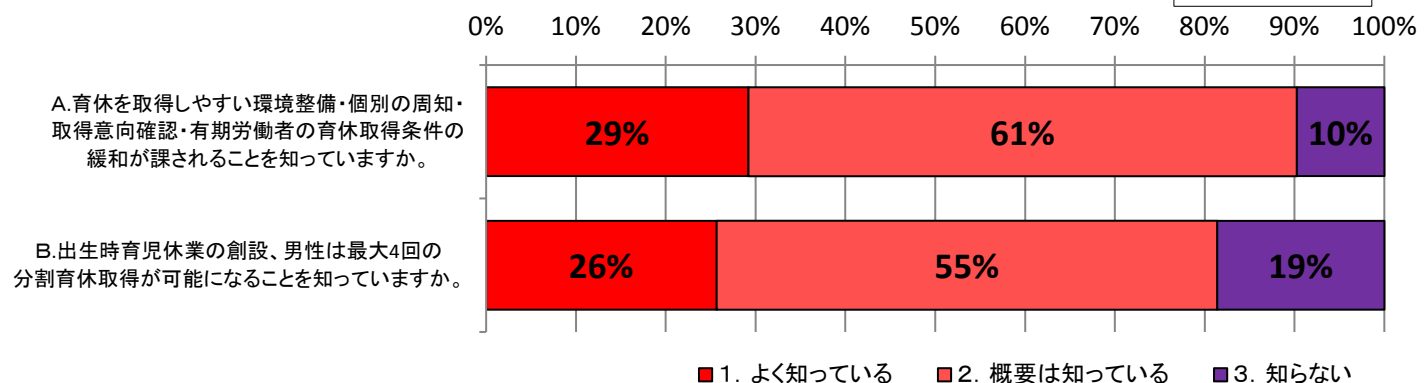
定員数	施設数	%
1~5名	1	3%
6~10名	3	9%
11~20名	16	47%
21名以上	14	41%
計	34	

#### ●B-2 利用保護者が育児休業中の預かり

利用状況	施設数	%
利用可	23	68%
一時預かり可	2	6%
利用不可	9	26%
計	34	

## 育児介護休業法について

(N=113病院)



男性の育児休業取得が増えることで期待される効果や職場でのエピソード

<p>・就業環境の向上さらに働くうえでのモチベーション向上が期待できると思います。 (長崎医療圏病院)</p>
<p>・男性が家事・育児に参画することで、本人や家族にも良い影響を与える。女性の就労継続やキャリアアップを促進する。仕事とプライベートを充実させる働き方や様々な働き方への理解が深まる。 (長崎医療圏病院)</p>
<p>・周囲の理解度、認知度を高める必要があると思われます。 (長崎医療圏病院)</p>
<p>・夫の育児時間が増えることで、安心して夫に子どもを任せることができ、妻が仕事に集中できるようになる。家庭が充実することで、夫婦ともに仕事の意欲が高まる。 (長崎医療圏病院)</p>
<p>・事務職・看護師・作業療法士の男性職員の育児休業取得実績あり。 特に今回の男性看護師は、6か月の期間を連続して取得した。 Nぴか※1・くるみん※2を早期に取得した為、子育て環境が整った病院として職員の求職応募もある。 (長崎医療圏病院)</p>
<p>・医師でも共働きが当たり前になっている社会では、子どもの病気の時など、通院も夫婦で分担している職員がいる。今後は世間全体がそれを当たり前捉えるようになることを期待している。 (長崎医療圏病院)</p>
<p>・今年初めて男性看護師の育休申請がありました。男性医師に将来、希望者が出れば認めます。 (西彼医療圏病院)</p>
<p>・医師の取得はありませんが、医師以外の職員が育休取得しました。それによる採用にはまだ繋がっていませんが、求職者に向けてのアピールはできるかと思えます。デメリットは感じません。 (西彼医療圏病院)</p>
<p>・育児が女性だけの仕事ではない事の認識に繋がり、ひいては職場内等で共助の精神が醸成される。 (佐世保医療圏病院)</p>
<p>・子育て世代に対する理解促進。タスクシェアの促進。段取り力の向上。タイムマネジメント力向上。 (佐世保医療圏病院)</p>
<p>・企業イメージの向上、業務の属人化を解消。 (県央医療圏病院)</p>
<p>・夫婦で勤務している医療職で、女性が早めに復帰を希望し、残りの育児休業を男性が取得した。 (県央医療圏病院)</p>
<p>・同法人で2名パパ育休取得した。「産後うつ傾向であった妻の支援ができ、妻も育休が無事に終わり復帰が果たせた」 (県央医療圏病院)</p>
<p>・中小の事業所にとっては死活問題。悪影響しか思いつかない。 (県央医療圏病院)</p>
<p>・働きやすい環境を整えることで離職者の減が見込め、長期雇用や新たな採用が期待できるが、現時点で職員の平均年齢が高く、育児休業を取得するような男性職員はいない。 (県南医療圏病院)</p>

※1→正式名称は「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」(愛称:ながさきキラキラ企業)略称『Nぴか』。年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度。

※2→「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証。  
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」。